

二宮町子ども・子育て支援事業計画(最終案)修正一覧表

資料2-2

No.	頁	該当箇所	修正後	修正前	修正理由
1		表紙	表紙イラスト <u>あり(略)</u> 平成27年3月	表紙イラスト <u>なし</u> 平成26年12月	文章等表現を修正するため。
2		はじめに	<u>記載あり(略)</u>	<u>記載なし</u>	追加記載するため
3		目次	<u>40ページ以降のページ変更</u>		追記によるページ追加をしたため。
4	20	(1)保育所・幼稚園入所児童数の推移	保育所入所児童数 図表中 平成23年度 <u>322人</u> 平成24年度 <u>327人</u> 平成25年度 <u>352人</u>	保育所入所児童数 図表中 平成23年度 <u>317人</u> 平成24年度 <u>325人</u> 平成25年度 <u>349人</u>	保育所入所児童数の把握誤りがあったため。
5	30～31	3 計画の施策体系	<u>40ページ以降のページ変更</u>		追記によるページ追加をしたため。
6	37	【具体的事業】 その他の特別保育の検討	<u>夜間保育、病児・病後児保育等のサービスについて、検討を続けます。</u>	<u>特定保育や夜間保育、病児・病後児保育等のサービスについて、検討を続けます。</u>	県との法定協議により、「特定保育」の文言が適切な使用でなかったための削除。
7	39～40	5 放課後児童対策の充実	【具体的事業】 「放課後子ども総合プラン」の推進 削除	<u>国の「放課後子ども総合プラン」に基づいて、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育と放課後子ども教室の連携に向けて、検討をしていきます。</u> <u>子ども育成課 生涯学習</u>	県との法定協議により、「放課後子ども総合プラン」の追加事項が増えたため、【具体的事業】とは別に下記のとおり【放課後子ども総合プラン】として記載するため。
<p>【放課後子ども総合プラン】</p> <p><u>国の「放課後子ども総合プラン」に基づいて、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、次のとおり取り組みます。</u></p> <p><u>○学童保育の平成31年度に達成されるべき目標事業量</u> <u>第5章 3 (11)放課後児童健全育成事業(学童保育) 70ページに記載</u></p> <p><u>○一体型の学童保育及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量</u> <u>現在も学童保育(3か所)及び放課後子ども教室を同一の小学校内の体育館にて実施していますが、放課後子ども教室の実施方法や回数について検討をすすめていきます。</u></p> <p><u>○放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画</u> <u>引き続き実施できるよう努めます。</u></p> <p><u>○学童保育及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策</u> <u>現在も学童保育(3か所)及び放課後子ども教室を同一の小学校内の体育館にて実施していますが、引き続き実施できるよう努めます。</u></p> <p><u>○小学校の余裕教室等の学童保育及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策</u> <u>現在も学童保育(3か所)及び放課後子ども教室を同一の小学校内の体育館にて実施していますが、引き続き実施できるよう努めます。</u></p> <p><u>○学童保育及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策</u> <u>学童保育及び放課後子ども教室の関係部局が連携し、放課後児童対策を総合的に取り組みます。</u></p> <p><u>○地域の実情に応じた学童保育の開所時間の延長に係る取組</u> <u>二宮学童保育所においてはすでに実施しており、一色学童保育所及び山西学童保育所は利用者のニーズに応じて、開所時間の延長を検討します。</u></p>					
8	42	3 不妊・不育に対する支援	3 <u>不妊・不育</u> に対する支援 情報提供と相談体制の整備 医療機関との連携のもとに、 <u>不妊・不育</u> に関する情報提供や気軽に相談が受けられるような体制を整備します。 医療費助成の周知 <u>不妊・不育</u> 治療等に関する医療費助成制度を周知します。	3 <u>不妊</u> に対する支援 情報提供と相談体制の整備 医療機関との連携のもとに、 <u>不妊</u> に関する情報提供や気軽に相談が受けられるような体制を整備します。 医療費助成の周知 <u>不妊</u> 治療等に関する医療費助成制度を周知します。	「不育治療助成」を予算計上し、今後対応していくこととした追記のため。
9	46	【具体的事業】 児童虐待防止ネットワークの充実	児童虐待の予防、早期発見、早期対応を図るため、 <u>二宮町要保護児童対策地域協議会</u> を活用し、関係機関とのさらなる連携を強化します。	児童虐待の予防、早期発見、早期対応を図るため、 <u>二宮町要保護児童地域協議会</u> を活用し、関係機関とのさらなる連携を強化します。	名称修正のため。

No.	頁	該当箇所	修正後	修正前	修正理由
10	48	3 障がいや発達に心配のある子ども及び家庭への支援の充実 【施策の方向】 【具体的事業】 早期療育体制の充実	発達に心配のある子どもへは、育児相談や育児教室を中心に支援を行い、障がいのある子どもに対しては就学前からそれぞれの障がいの状況に応じた指導や支援を行うことで、地域で安心して暮らせるよう、総合的な支援を行います。 各種乳幼児健康診査や相談活動等で発達に心配があり、発達支援が必要な子どもに対し、育児相談や育児教室を中心に支援を行うことで、早期療育体制の充実を図ります。	発達に心配のある子どもへは、育児相談や育児教室を中心に支援を行い、障がいのある子どもに対しては就学前からそれぞれの障がいの状況に応じた指導や支援を行い、地域で安心して暮らせるよう、総合的な支援を行います。 各種乳幼児健康診査や相談活動等で発達のつまずきなどが発見された乳幼児や、経過観察が必要と認められた乳幼児に対し、育児相談や育児教室を中心に支援を行うことで、早期療育体制の充実を図ります。	文章表現を修正するため。 文章表現を修正するため。
11	50	【具体的事業】 きめ細かな指導の充実 【具体的事業】 防災・安全教育の推進	また、学習効果の向上を図るため、支援教育補助員の配置や日本語が不自由な外国籍等児童生徒などへの日本語指導員の派遣、そにつくことばの教室)の設置等、きめ細かな指導を進めます。 ～教育を推進します。	また、学習効果の向上を図るため、支援教育補助員を配置・活用します。 ～教育を推進します。	県との法定協議により、外国籍県民等の子育て支援の充実に関する取組みの記載を追記したため。 文章表現を修正するため。
12	51	3 地域とともにある教育環境づくり 【施策の方向】	家庭教育に関する学習機会を提供するとともに、身近な地域でのイベントや交流等、二宮の歴史、自然、文化を体験学習できるようなさまざまな活動により、地域における教育環境の充実を図ります。	家庭教育に関する学習機会を提供するとともに、身近な地域でのイベントや交流等さまざまな活動により、地域における教育環境の充実を図ります。	町民意見より指摘のあった、基本理念の内容を盛り込むため。
13	59	地域子ども・子育て支援事業	⑤ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	⑤ 養育支援訪問事業	県との法定協議により、必須記載事項の【養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】を追記するため。
14	60	保育の必要性の認定について	認定区分 表中 3号認定 対象施設 保育所 認定こども園 地域型保育 認定基準の後に、【推計児童人口】の文章・図表を追加	認定区分 表中 3号認定 対象施設 保育所 認定こども園 特定地域型保育 記載なし	県との法定協議により、「特定地域型保育」の文言が適切な使用でなかったための削除。 量の見込みと確保方策を算出するために必要な追加記載であるため。
15	63	(3)3号認定(0歳から2歳 保育の必要あり)	【今後の方向性】の記載の後に 【保育利用率の目標値】 3号認定子ども(0～2歳)の計画期間中の保育利用率(0～2歳の子ども全体に占める3号認定の利用定員数の割合)の目標値は次のとおりです。 図表も追加 保育利用率 目標値 平成27年度 27.8% 平成28年度 30.0% 平成29年度 31.7% 平成30年度 36.2% 平成31年度 37.8%	記載なし	県との法定協議により、必須記載事項の【保育利用率の目標値】を追記するため。
16	64	(1)利用者支援事業 (2)地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)利用者支援事業	図表枠上 (か所) 図表枠上 (延べ人数/か所) 図表中 ②確保の内容 平成27年度 2 平成28年度 2 平成29年度 2 平成30年度 3 平成31年度 3 【今後の方向性】 就学前の子どもが親子で友達をつくったり、保護者同士が気軽にしゃべりをしたりできるスペースとして、～	図表枠上 記載なし 図表枠上 記載なし 図表中 ②確保の内容 平成27年度 2か所 平成28年度 2か所 平成29年度 2か所 平成30年度 3か所 平成31年度 3か所 【今後の方向性】 就学前の子どもが親子で友達をつくったり、お母さん同士が気軽にしゃべりをしたりできるスペースとして、～	単位を統一し、わかりやすい計画とするため。 対象を母親に限定すべきでない表現を修正するため。

No.	頁	該当箇所	修正後	修正前	修正理由
17	66	(5)養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	現在は、こんにちは赤ちゃん訪問において、継続的に訪問が必要な家庭に引き続き保健師または助産師や看護師が訪問を実施しています。また、要保護児童の適切な保護や支援を行うために、子どもに関連する機関等で構成される要保護児童対策地域協議会を開催しています。 【今後の方向性】 ～、保健師等が家庭訪問を行いません。また要保護児童対策地域協議会の関係機関等と連携して家庭環境等の把握に努め、児童虐待の未然防止につなげるなど、引き続き支援を行いません。	現在は、こんにちは赤ちゃん訪問において、継続的に訪問が必要な家庭に引き続き保健師または助産師や看護師が訪問を実施しています。	県との法定協議により、必須記載事項の【養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】を追記するため。
18	70	(11)放課後児童健全育成事業(学童保育)	【今後の方向性】 一色学童保育所及び山西学童保育所については、今までどおり事業を実施していきます。二宮学童保育所は、実際に入所する児童の人数をみながら確保に努めています。	【今後の方向性】 一色学童と山西学童については、今までどおり事業を実施していきます。二宮学童は、実際に入所する児童の人数をみながら確保に努めています。	学童保育の事業を行う場所として、文章表現を修正するため。
19	72	4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	～、教育と保育の一体的提供及びその推進に向け、従来の取組を拡充しながら、整備を図っていきます。また、地域型保育についても、町内の保育所と連携し実施していきます。	、教育と保育の一体的提供及びその推進に向け、従来の取組を拡充しながら、整備を図っていきます。	県との法定協議により、必須記載事項の3号認定の確保方策で地域型保育の保育所と連携して取り組むための追記をするため。
20	73	ページ変更	具体的な施策・事業 施策の基本的方向1. 2. 3 におけるページの変更		追記によるページ追加をしたため。
21	77	1 子ども・子育て会議	「二宮町子ども・子育て会議条例」により設置される機関であり、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を定めるときや、子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更するときに意見を聴くほか、町の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関し調査審議を行います。	「二宮町子ども・子育て会議条例」により設置される機関であり、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を定めるときや、子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更するときに意見を聴くほか、町の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関し調査審議を行っていきます。	文章表現を修正するため。
		2 関係機関との連携	子ども・子育て支援を総合的に行っていくためには、地域や関係機関、保育所、幼稚園等、子ども・子育てに関わる全ての人や機関の連携が重要です。そのため、子ども・子育てに関わるさまざまな人や組織等の連携を促進するとともに、庁内におけるさまざまな所管課との連携も強化していきます	子ども・子育て支援を総合的に行っていくためには、地域や関係機関、行政、保育所、幼稚園等、子ども・子育てに関わる全ての人や機関の連携が重要です。そのため、子ども・子育てに関わるさまざまな人や組織等の連携、行政との連携を促進するとともに、庁内におけるさまざまな所管課との連携も強化していきます	文章表現を修正するため。
		3 進捗管理	このため、「二宮町子ども・子育て会議」や事業の所管課にて進捗状況を確認・評価します。	このため、「二宮町子ども・子育て会議」や事業の所管課にて進捗状況を確認・評価していきます。	文章表現を修正するため。
22	83	3 二宮町子ども・子育て会議開催経過	平成26年度 第5回 2月24日 ○子ども・子育て支援事業計画(素案)に対する町民意見募集結果について ○子ども・子育て支援事業計画(最終案)について ○子ども・子育て支援事業計画の概要版について ○教育・保育施設に係るみなし確認について	平成26年度 第5回 記載なし	文章表現を修正するため。
23	99	8 用語解説	学童保育 (放課後児童クラブ) (放課後児童健全育成事業)	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業) (学童保育)	文章表現を修正するため。